

平成 27 年 3 月 龜岡市議会定例会
条例一部改正資料
(新 旧 対 照 表)

亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(開示しないことができる情報)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(開示しないことができる情報)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項に規定する行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)～(7) (略)</p>

亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(開示しないことができる保有個人情報)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。</u>）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>(開示しないことができる保有個人情報)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項に規定する行政執行法人</u><u>の役員及び職員を除く。</u>）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)～(8) (略)</p>

亀岡市行政手続条例（平成8年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>　第1節 通則（第12条—第14条）</p> <p>　第2節 聴聞（第15条—第26条）</p> <p>　第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）</p> <p><u>第4章 行政指導（第30条—第35条）</u></p> <p>第5章 届出（第36条）</p> <p>附則</p> <p>　(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</u></p> <p><u>(3) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。</u></p> <p><u>(4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名めて</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>　第1節 通則（第12条—第14条）</p> <p>　第2節 聴聞（第15条—第26条）</p> <p>　第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）</p> <p><u>第4章 行政指導（第30条—第35条）</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第35条の2）</u></p> <p>第5章 届出（第36条）</p> <p>附則</p> <p>　(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。</u></p> <p><u>(3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</u></p> <p><u>(4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。</u></p> <p><u>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名めて</u></p>

人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア～エ (略)

(5) 行政指導 市の機関（議会を除く。以下同じ。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(6) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等に基づき直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

(適用除外及び他の条例との関係)

第3条 処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。次項、第3項及び次条において同じ。）又は行政指導で行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章までの規定は適用しない。

2・3 (略)

(行政指導の方式)

第34条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならぬ。

<新規>

人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア～エ (略)

(6) 行政指導 市の機関（議会を除く。以下同じ。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

(7) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等に基づき直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

(適用除外及び他の条例との関係)

第3条 処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。次項、第3項及び次条において同じ。）又は行政指導で行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章の2までの規定は適用しない。

2・3 (略)

(行政指導の方式)

第34条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならぬ。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

- 2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
- 3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
(1)・(2) (略)

<新規>

- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

- 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
(1)・(2) (略)

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為のは正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

(処分等の求め)

<新規>

第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法律又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>（亀岡市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第4条 亀岡市行政手続条例（平成8年亀岡市条例第25号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則等の規定による处分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 亀岡市行政手続条例第3条、第4条及び<u>第34条第3項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るため行われる行政指導（同条例第2条第5号に規定する行政指導をいう。）については、同条例<u>第34条第2項</u>及び第35条の規定は、適用しない。</p>	<p>（亀岡市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第4条 亀岡市行政手続条例（平成8年亀岡市条例第25号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則等の規定による处分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 亀岡市行政手続条例第3条、第4条及び<u>第34条第4項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るため行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例<u>第34条第3項</u>及び第35条の規定は、適用しない。</p>

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和30年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人)	(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>財団法人 亀岡市福祉事業団（昭和58年1月25日に財団法人亀岡市福祉事業団という名称で設立された法人をいう。）</u>	(2) <u>公益財団法人 亀岡市福祉事業団（平成25年4月1日に公益財団法人亀岡市福祉事業団という名称で設立された法人をいう。）</u>
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
(6) <u>財団法人 亀岡市農業公社（平成9年12月10日に財団法人亀岡市農業公社という名称で設立された法人をいう。）</u>	(6) <u>公益財団法人 亀岡市農業公社（平成25年11月1日に公益財団法人亀岡市農業公社という名称で設立された法人をいう。）</u>
(7) (略)	(7) (略)
(8) (略)	(8) (略)

職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年亀岡市条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条 _____の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条 <u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第11項において準用する場合を含む。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項</u>の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関するものとする。</p>

亀岡市職員倫理条例（平成14年亀岡市条例第34号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
(定義等) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（ <u>教育長及び臨時</u> 的任用職員を除く。）をいう。 (2)、(3) （略）	(定義等) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（_____臨時的任用職員を除く。）をいう。 (2)、(3) （略）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行			改 正 後（案）		
別表			別表		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
1 教育委員会委員長	月額 141,000円	亀岡市副市 長相当額	1 教育委員会委員	月額 107,000円	亀岡市副市 長相当額
2 同委員（教育長を兼任した委員を除く。）	月額 107,000円		2 識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 121,000円	
3 識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 121,000円		3 議会の議員の中から選任された同委員	月額 53,000円	
4 議会の議員の中から選任された同委員	月額 53,000円		4 選挙管理委員会委員長	年額 389,000円	
5 選挙管理委員会委員長	年額 389,000円		5 同委員	年額 277,000円	
6 同委員	年額 277,000円		6 公平委員会委員長	年額 223,000円	
7 公平委員会委員長	年額 223,000円		7 同委員	年額 155,000円	
8 同委員	年額 155,000円		8 農業委員会会長	年額 243,000円	
9 農業委員会会長	年額 243,000円		9 同副会長	年額 219,000円	
10 同副会長	年額 219,000円		10 同部会長	年額 219,000円	
11 同部会長	年額 219,000円		11 同委員	年額 194,000円	
12 同委員	年額 194,000円		12 スポーツ推進委員	年額 36,000円	
13 スポーツ推進委員	年額 36,000円		13 固定資産評価審査委員会委員	日額 9,700円	
14 固定資産評価審査委員会委員	日額 9,700円		14 介護認定審査会委員	日額 14,300円	
15 介護認定審査会委員	日額 14,300円		15 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日額 14,300円	
16 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	日額 14,300円		16 法令又は条例に基づく附属機関の構成員	日額 9,700円	
17 法令又は条例に基づく附属機関の構成員	日額 9,700円				

亀岡市特別職報酬等審議会条例（昭和39年亀岡市条例第45号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
(所掌事項) 第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長 _____の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。	(所掌事項) 第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、病院事業管理者及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）																		
(趣旨)	(趣旨)																		
第1条 この条例は、次に掲げる常勤の特別職の職員の給与に関する事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、次に掲げる常勤の特別職の職員の給与に関する事項を定めるものとする。																		
(1) 市長	(1) 市長																		
(2) 副市長	(2) 副市長																		
(3) 病院事業管理者	(3) 病院事業管理者 <u>(4) 教育長</u>																		
別表	別表																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>給料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td><td>985,000円</td></tr> <tr> <td>2 副市長</td><td>787,000円</td></tr> <tr> <td>3 病院事業管理者</td><td>664,000円</td></tr> </tbody> </table>	職名	給料額	1 市長	985,000円	2 副市長	787,000円	3 病院事業管理者	664,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>給料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td><td>985,000円</td></tr> <tr> <td>2 副市長</td><td>787,000円</td></tr> <tr> <td>3 病院事業管理者</td><td>664,000円</td></tr> <tr> <td>4 教育長</td><td><u>694,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	職名	給料額	1 市長	985,000円	2 副市長	787,000円	3 病院事業管理者	664,000円	4 教育長	<u>694,000円</u>
職名	給料額																		
1 市長	985,000円																		
2 副市長	787,000円																		
3 病院事業管理者	664,000円																		
職名	給料額																		
1 市長	985,000円																		
2 副市長	787,000円																		
3 病院事業管理者	664,000円																		
4 教育長	<u>694,000円</u>																		

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
目次	目次
第1章 総則（第1条—第2条の3）	第1章 総則（第1条—第2条の3）
第2章 一般の退職手当（第2条の4—第8条）	第2章 一般の退職手当（第2条の4—第8条）
第3章 特別の退職手当（第9条・第10条）	第3章 特別の退職手当（第9条・第10条）
第4章 <u>特別職等</u> の職員の退職手当の特例（第11条—第14条）	第4章 <u>特別職</u> の職員の退職手当の特例（第11条—第14条）
第5章 退職手当の支給制限等（第15条—第23条）	第5章 退職手当の支給制限等（第15条—第23条）
第6章 雜則（第24条）	第6章 雜則（第24条）
附則	附則
第4章 <u>特別職等</u> の職員の退職手当の特例 (<u>特別職等</u> の職員の特例)	第4章 <u>特別職</u> の職員の退職手当の特例 (<u>特別職</u> の職員の特例)
第11条 市長、副市長、病院事業管理者及び教育長（以下「 <u>特別職等</u> の職員」という。）の退職手当は、第2章及び第3章の規定にかかわらず、この章の規定により計算した額を支給する。 (普通退職の場合の退職手当)	第11条 市長、副市長、病院事業管理者及び教育長（以下「 <u>特別職</u> の職員」という。）の退職手当は、第2章及び第3章の規定にかかわらず、この章の規定により計算した額を支給する。 (普通退職の場合の退職手当)
第12条 次条の規定に該当する場合を除くほか、 <u>特別職等</u> の職員が退職（任期満了を含む。以下この章において同じ。）した場合における当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 <u>特別職等</u> の職員としての在職期間が6月以上1年未満（傷病若しくは死亡による退職に係る場合又は次条の規定に該当する場合にあっては1年未満）の場合には、これを1年とみなして退職手当を計算する。	第12条 次条の規定に該当する場合を除くほか、 <u>特別職</u> の職員が退職（任期満了を含む。以下この章において同じ。）した場合における当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 <u>特別職</u> の職員としての在職期間が6月以上1年未満（傷病若しくは死亡による退職に係る場合又は次条の規定に該当する場合にあっては1年未満）の場合には、これを1年とみなして退職手当を計算する。
3 (略)	3 (略)

(退職手当の支給時期)

第14条 特別職等の職員に対する退職手当は、退職の都度これを支給する。

(退職手当の支給時期)

第14条 特別職の職員に対する退職手当は、退職の都度これを支給する。

亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和37年亀岡市条例第14号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市長等 市長 <u>及び副市長</u> をいう。 (2)～(4) (略) 2～4 (略)	(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市長等 市長、 <u>副市長及び教育長</u> をいう。 (2)～(4) (略) 2～4 (略)

亀岡市立小学校設置条例（昭和39年亀岡市条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）						
(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第29条の規定に基づき、 次のとおり小学校を設置する。 <table border="1"><tr><td>13</td><td>〃 川東小学校</td><td>〃 馬路町野堀1番地の7</td></tr></table>	13	〃 川東小学校	〃 馬路町野堀1番地の7	(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第29条の規定に基づき、 次のとおり小学校を設置する。 <table border="1"><tr><td>13</td><td>〃 川東小学校</td><td>〃 馬路町溝ノ上14番地4</td></tr></table>	13	〃 川東小学校	〃 馬路町溝ノ上14番地4
13	〃 川東小学校	〃 馬路町野堀1番地の7					
13	〃 川東小学校	〃 馬路町溝ノ上14番地4					

亀岡市立中学校設置条例（昭和39年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）						
(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第40条の規定に基づき、 次のとおり中学校を設置する。 <table border="1"><tr><td>5</td><td>〃 高田中学校</td><td>〃 馬路町溝ノ上14番地の4</td></tr></table>	5	〃 高田中学校	〃 馬路町溝ノ上14番地の4	(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第40条の規定に基づき、 次のとおり中学校を設置する。 <table border="1"><tr><td>5</td><td>〃 高田中学校</td><td>〃 馬路町溝ノ上14番地4</td></tr></table>	5	〃 高田中学校	〃 馬路町溝ノ上14番地4
5	〃 高田中学校	〃 馬路町溝ノ上14番地の4					
5	〃 高田中学校	〃 馬路町溝ノ上14番地4					

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）																											
(保育料) 第3条 保育料は、1人1月につき <u>7,000円</u> とする。 2 入園児 <u>_____の保護者</u> は、前項に定める保育料を毎月その月の末日までに納付しなければならない。 3~5 (略) (保育料の減額) 第4条 市長は、入園児の保護者の属する世帯が、次の表1及び表2の左欄の区分に該当すると認めたときは、保育料を減額することができる。	(保育料) 第3条 保育料は、1人1月につき別表第1に定める保育料とする。 2 入園児 <u>（以下「幼児」という。）の保護者</u> は、前項に定める保育料を毎月その月の末日までに納付しなければならない。 3~5 (略) (保育料の減額) 第4条 市長は、次の各号に該当すると認めたときは、保育料を減免し、又は免除することができる。																											
表1																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">減額する限度額</th> </tr> <tr> <th>1人就園の場合 及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)</th> <th>同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)</th> <th>同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯</td> <td colspan="3">年額79,000円</td> </tr> <tr> <td>2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯</td> <td>年額20,000円</td> <td>年額50,000円</td> <td>年額79,000円</td> </tr> <tr> <td>3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 前3号以外の世帯</td> <td>二</td> <td>年額40,000円</td> <td>年額79,000円</td> </tr> <tr> <td>5 特別の理由があると認める世帯</td> <td colspan="3">相当と認める額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	減額する限度額			1人就園の場合 及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額79,000円			2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円	3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				4 前3号以外の世帯	二	年額40,000円	年額79,000円	5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額			<p>(1) 幼児を2人以上有している世帯である場合（次号又は第3号の規定の適用を受ける世帯である場合を除く。）ア及びイに掲げる額 ア 幼児のうち最年長者の次の年長者である幼児に係る保育料の半額 イ 幼児のうち最年長者でなく、かつ、その次の年長者でない幼児に係る保育料の全額</p> <p>(2) 小学校1年生から3年生までの児童を1人有している世帯である場合 ア及びイに掲げる額 ア 幼児のうち最年長者である幼児に係る保育料の半額 イ 幼児のうち最年長者でない幼児に係る保育料の全額</p> <p>(3) 小学校1年生から3年生までの児童を2人以上有している世帯である場合 全額</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合 教育委員会が必要と認めた額</p>
区 分		減額する限度額																										
	1人就園の場合 及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)																									
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額79,000円																											
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円																									
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯																												
4 前3号以外の世帯	二	年額40,000円	年額79,000円																									
5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額																											

表2

区分	減額する限度額	
	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄、姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額79,000円	
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額50,000円	
4 前3号以外の世帯	年額40,000円	
5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額	

2 小学校1年生から3年生までの兄、姉を有している入園児の保護者の属する世帯については、表1及び表2によって得られる減額する額の総額を比較し、高いほうの額を減額する。ただし、園児の兄、姉が保育所、認定こども園若しくは特別支援学校の幼稚部に在籍する若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する就学前児童である場合は、表1及び表2の第2子以降の額を適用する。

<新規>

(預かり保育等)

第5条 市長は、幼稚園において預かり保育（教育課程に係る教育時間以外に教育委員会が定めるところにより行う教育活動をいう。以下同じ。）を行うことができることとし、預かり保育の実施について必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、亀岡市教育委員会が別に定める。

<新規>

- 2 預かり保育を利用する幼児の保護者は、第3条第1項に規定する保育料のほか、別表第2に定める預かり保育料を納付しなければならない。
- 3 預かり保育を利用する幼児の保護者は、前項に定める預かり保育料のほか、おやつ代その他の預かり保育に要する費用の実費を納付しなければならない。
- 4 幼児が2人以上ある場合の最年長者以外のものの預かり保育料は、半額とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、亀岡市教育委員会が別に定める。

別表第1（第3条関係）

保育料

階層	世帯の階層区分	月額
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	3,000円
第3階層	市民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円
第4階層	市民税所得割課税額 211,200円以下	9,000円
第5階層	上記以外	11,000円

(備考)

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定によって計算された市町村民税所得割課税額をいう。ただし、市町村民税所得割課税額を計算する場合には、地方税法第314条の7第1

<新規>

項、第314条の8、第314条の9及び附則第5条の4の規定は、適用しない。

(2) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

2 幼児の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯について第5階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

3 4月から8月までの月分の保育料の額にあっては、前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあっては、当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

別表第2 (第4条関係)

預かり保育料

区 分	預かり保育料
教育時間終了後から午後5時まで	1人1時間当たり 100円
全実施日教育時間終了後から午後4時まで	1人1月当たり 3,000円
全実施日教育時間終了後から午後5時まで	1人1月当たり 4,000円

亀岡市財産区等基金条例（昭和56年亀岡市条例第26号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
(積立て)	(積立て)
<u>第2条 基金の積立ては、次に掲げるものもってこれに充てる。</u> <p>(1) 每会計年度決算剰余金の2分の1に相当する額。ただし、次年度の財源として繰越しを必要とする額が決算剰余金の2分の1を超える場合は、その超える額を差し引いた額</p> <p>(2) その他積立て可能な範囲において、当該財産区管理会又は曾我部山林管理委員会の同意を得て定めた額</p>	<u>第2条 基金として積み立てる額は、当該財産区管理会又は曾我部山林管理委員会の同意を得て、当該財産区特別会計歳入歳出予算及び曾我部山林事業特別会計歳入歳出予算で定める。</u> <p><u>2 決算上剰余金を生じたときは、当該財産区管理会又は曾我部山林管理委員会の同意を得て、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入することができる。</u></p>
(処分)	(処分)
<u>第6条 次の各号の一に_____該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u> <p>(1)～(3) (略)</p>	<u>第6条 次の各号のいづれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) その他市長が必要と認め、当該財産区管理会又は曾我部山林管理委員会が同意したとき。</u></p>

亀岡市老人医療費支給条例（昭和47年亀岡市条例第38号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p><u>(老人医療費の支給)</u></p> <p>第2条 この条例により、医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、亀岡市の区域内に住所を有する65歳以上70歳未満の者であって、次の各号のいずれかに該当するものの疾病又は負傷について健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める医療保険に関する法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従いその者に対しその満たない額から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額に相当する額を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。</p>	<p><u>(老人医療費の支給)</u></p> <p>第2条 市長は、亀岡市の区域内に住所を有する65歳以上70歳未満の者で、その者又はその者の配偶者若しくはその者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものに対して、前年（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年とする。）の所得税が課されていないもの（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める医療保険に関する法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従いその者に対しその満たない額から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条に規定する一部負担金に相当する額（その者が高確法第67条第1項第1号の場合に該当するときは、同号中「百分の十」とあるのを「百分の二十」と読み替えて得た額に相当する額とする。）を控除した額に相当する額を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p>
<p><u>(1) ねたきりの者</u></p> <p><u>(2) 単身者</u></p>	

(3) 老人世帯に属する者

(4) 所得税非課税世帯に属する者

(支給の制限)

第4条 老人医療費は、第2条に規定する者の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る老人医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）又はその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）若しくはその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が、市長が別に定める額を超えるときは、支給しない。

（審査支払事務の委託）

第9条 市長は、第6条第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会及び自主審査をしている団体に委託することができる。

<削除>

（審査支払事務の委託）

第8条 市長は、第5条第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会及び自主審査をしている団体に委託することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年7月31日以前に65歳に達する者に係る老人医療費の受給資格については、この条例による改正後の亀岡市老人医療費支給条例（以下「新条例」という。）第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行日前に受けた療養の給付に係る老人医療費の支給額については、新条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>21,552円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>30,804円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,608円</u></p> <p><新設></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>73,920円</u></p> <p>ア 前年の合計所得金額が<u>1,250,001円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第7号イ、第8号イ又は第9号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,244円</u></p> <p>ア 前年の合計所得金額が<u>1,250,001円以上1,900,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,176円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,084円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,764円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>56,112円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62,352円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,820円</u></p> <p>ア 前年の合計所得金額が<u>1,200,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>81,048円</u></p> <p>ア 前年の合計所得金額が<u>1,200,000円以上1,900,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの</p>

号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 98,568円

ア 前年の合計所得金額が1,900,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 110,892円

ア 前年の合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 123,216円

ア 前年の合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

<新設>

号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 93,528円

ア 前年の合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 99,756円

ア 前年の合計所得金額が2,900,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 112,224円

ア 前年の合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 124,704円

ア 前年の合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満であ

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 135,528円

<新設>

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ (同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口及びハ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口並びに第6号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいづれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(普通徴収の特例)

第11条の2 保険料の額の算定に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴

り、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) に該当する者を除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 137,172円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,056円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ (同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは三、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいづれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(普通徴収の特例)

第11条の2 保険料の額の算定に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴

収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（前年度において被保険者でなかったことにより保険料が課されていない者にあっては、第3条第4号に掲げる額）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 (略)

附 則

第1条～第7条 (略)

<新設>

収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（前年度において被保険者でなかったことにより保険料が課されていない者にあっては、第3条第1項第5号に掲げる額）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 (略)

附 則

第1条～第7条 (略)

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、同日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の亀岡市介護保険条例第3条、第5条及び第11条の2の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
目次	目次
<p>第9章 複合型サービス</p> <p>　第1節 基本方針（第193条）</p> <p>　第2節 人員に関する基準（第194条—第196条）</p> <p>　第3節 設備に関する基準（第197条・第198条）</p> <p>　第4節 運営に関する基準（第199条—第205条）</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所_____に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、</p>	<p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>　第1節 基本方針（第193条）</p> <p>　第2節 人員に関する基準（第194条—第196条）</p> <p>　第3節 設備に関する基準（第197条・第198条）</p> <p>　第4節 運営に関する基準（第199条—第205条）</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者_____をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある_____場合において、</p>

当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第113条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第67条第1項、第68条第1項、第85条第6項第1号、第86条第3項、第87条において同じ。）

(6) 指定地域密着型特定施設（第132条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第67条第1項、第68条第1項及び第85条第6項第2号において同じ。）

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第153条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第67条第1項、第68条第1項及び第85条第6項第3号において同じ。）

(8) 指定複合型サービス事業所（第194条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第4章から第7章までにおいて同じ。）

(9)～(11) (略)

6～8 (略)

9 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師（第27条第1項並びに第28条第5項及び第11項において「常勤看護師等」という。）でなければならない。

10～12 (略)

（指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）

第25条 (略)

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表

当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第113条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第67条第1項、第68条第1項、第85条第6項、第86条第3項、第87条において同じ。）

(6) 指定地域密着型特定施設（第132条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第67条第1項、第68条第1項及び第85条第6項において同じ。）

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第153条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第67条第1項、第68条第1項及び第85条第6項において同じ。）

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第194条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第4章から第7章までにおいて同じ。）

(9)～(11) (略)

6～8 (略)

9 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師（第27条第1項及び第28条において「常勤看護師等」という。）でなければならない。

10～12 (略)

（指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の基本取扱方針）

第25条 (略)

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表

し、常にその改善を図らなければならない。

(勤務体制の確保等)

第34条 (略)

2 指定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所 (以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随时対応サービス又は随时訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3・4 (略)

第63条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護
(以下「指定認知症対応型通所介護」といふ。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいふ。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

し、常にその改善を図らなければならない。

(勤務体制の確保等)

第34条 (略)

2 指定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所 (以下この条において「指定訪問介護事業所等」といふ。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随时対応型訪問介護看護
の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3・4 (略)

第63条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護
(以下「指定認知症対応型通所介護」といふ。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいふ。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第66条 (略)

2・3 (略)

<新設>

4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

_____、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。_____

(設備及び備品等)

第66条 (略)

2・3 (略)

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設において施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）以下同

）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう_____。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう_____。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設_____若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第85条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

<新設>

(記録の整備)

第82条 (略)

2 (略)

(1)～(4) (略)

じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第85条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(事故発生時の対応)

第81条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第66条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第82条 (略)

2 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び
事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第83条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条及び第56条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第76条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第85条 (略)

2~5 (略)

6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、_____当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(5) 前条第2項 _____に規定する事故の状況及び
事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第83条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで_____、第43条、第45条及び第56条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第76条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第85条 (略)

2~5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる

_____場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 指定地域密着型特定施設

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者_____により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所_____であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができます。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者_____（第194条第1項に規定する複合型サービス従業者_____をいう。）により当該サテライト型指定小

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができます。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第194条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小

規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 (略)

10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号

_____に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13 (略)

(管理者)

第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号

_____に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）_____に

従事することができるものとする。

規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 (略)

10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13 (略)

(管理者)

第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所_____

等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に機定する政令で定める者をいう。次条、第114条第2項、第115条及び第196条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（登録定員及び利用定員）

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

2 (略)

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（_____

_____ サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第196条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第114条第2項、第115条及び第196条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（登録定員及び利用定員）

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

2 (略)

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第94条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第109条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第85条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(従業者の員数)

第113条 (略)

2・3 (略)

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第85条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第194条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型

(2) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第94条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い_____、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第109条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第85条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(従業者の員数)

第113条 (略)

2・3 (略)

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第85条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第194条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型

居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

5・6 (略)

7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8~10 (略)

(管理者)

第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第116条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。_____

2~7 (略)

(管理者による管理)

居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5・6 (略)

7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8~10 (略)

(管理者)

第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第116条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2~7 (略)

(管理者による管理)

第124条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の員数)

第133条 (略)

2~8 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第85条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第194条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かなければることができる。

(管理者)

第134条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事

第124条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の員数)

第133条 (略)

2~8 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第85条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第194条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かなければならないことができる。

(管理者)

第134条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事

し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第136条 （略）

2・3 （略）

4 第11条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第138条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であること
を当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

（記録の整備）

第151条 （略）

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

（1）～（8） （略）

（9） 施行規則第65条の4第4号に規定する書類

3 （略）

（従業者の員数）

し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第136条 （略）

2・3 （略）

4 第11条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

第138条 削除

（記録の整備）

第151条 （略）

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

（1）～（8） （略）

<削除>

3 （略）

（従業者の員数）

第154条 (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設_____

_____、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5~7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設_____

栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2)・(3) (略)

9~11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準_____

第154条 (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第155条第1項第6号並びに第183条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5~7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設

栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2)・(3) (略)

9~11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法

第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」といふ。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居住サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 (略)

- 15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護

に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」といふ。） 第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」といふ。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居住サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 (略)

- 15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護

事業所、指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第85条若しくは第194条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

<新設>

(設備)

第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1)～(5) (略)
- (6) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足り

事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第85条若しくは第194条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあって、介護支援専門員の数は、同号の規定に関わらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。

(設備)

第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1)～(5) (略)
- (6) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応

	ものとする。
(7)～(9)	(略)
2	(略) (記録の整備)
第179条	(略)
2	(略) (1)～(6) (略)
	<新設>
3	(略) (設備)
第183条	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
(1)・(2)	(略)
(3)	医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設_____であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
(4)・(5)	(略)
2	(略) <u>第9章 複合型サービス</u> (基本方針)
第193条	指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス <u>(以下</u>
	じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
(7)～(9)	(略)
2	(略) (記録の整備)
第179条	(略)
2	(略) (1)～(6) (略)
	<u>(7) 次条において準用する第108条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u>
3	(略) (設備)
第183条	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
(1)・(2)	(略)
(3)	医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設 <u>又は</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
(4)・(5)	(略)
2	(略) <u>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</u> (基本方針)
第193条	指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス <u>(施行</u>

「指定複合型サービス」という。)

の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第84条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第194条 指定複合型サービスの事業を行う者（以下「指定複合型サービス事業者」といふ。）が当該事業を行う事業所（以下「指定複合型サービス事業所」といふ。）ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者（以下「複合型サービス従業者」といふ。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定複合型サービスを利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる

規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」といふ。)

の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第84条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」といふ。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」といふ。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」といふ。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するため指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる

る者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 (略)

3 第1項の複合型サービス従業者 のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第1項の複合型サービス従業者 のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。

5 (略)

6 宿泊サービス（登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所）にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる複合型サービス従業者 を置くことができる。

7 指定複合型サービス事業所 に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者 を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者 は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) (略)

宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 (略)

3 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者 のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者 のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。

5 (略)

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者 を置くことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者 を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者 は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) (略)

8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 (略)

10 指定複合型サービス事業者が

指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第8条第12項の規定により同条第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第195条 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 (略)

10 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第8条第12項の規定により同条第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(指定複合型サービス事業者 の代表者)

第196条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所_____等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第197条 指定複合型サービス事業所_____は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人以下とする。

2 指定複合型サービス事業所_____は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定複合型サービス事業所_____におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人_____まで

(2) (略)

2 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) (略)

(設備及び備品等)

第198条 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 宿泊室

イ (略)

ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。

ハ・ニ (略)

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

(指定複合型サービスの基本取扱方針)

第199条 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指

(設備及び備品等)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 宿泊室

イ (略)

ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。

ハ・ニ (略)

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指

定複合型サービスの 質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定複合型サービス の具体的取扱方針)

第200条 指定複合型サービスの 方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定複合型サービスは 、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定複合型サービスは 、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定複合型サービスの 提供に当たっては、複合型サービス計画 に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 複合型サービス従業者 は、指定複合型サービスの 提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- (5) 指定複合型サービス事業者 は、指定複合型サービスの 提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い 、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第200条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 指定複合型サービス事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (8) 指定複合型サービス事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- (9) 看護サービス（指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第202条第1項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10)・(11) (略)

（主治の医師との関係）

第201条 指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

- 2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならぬ。
- 3 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型

- (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- (9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第202条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10)・(11) (略)

（主治の医師との関係）

第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならぬ。
- 3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小

サービス計画 及び複合型サービス報告書

を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

- 4 当該指定複合型サービス事業所 が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書 の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。
(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成)

第202条 指定複合型サービス事業所 の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画 の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に複合型サービス報告書 の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、複合型サービス計画 の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならぬ。
3 介護支援専門員は、複合型サービス計画 の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。
4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者 と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画 を作成とともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。
5 介護支援専門員は、複合型サービス計画 の作成に当

規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書 を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

- 4 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書 の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。
(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第202条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならぬ。
3 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。
4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者 と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成とともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。
5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当

たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。
- 8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。
- 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。
- 10 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

第203条 複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の複合型サービス従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならぬ。

(記録の整備)

第204条 指定複合型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定

たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 7 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。
- 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。
- 10 前条第4項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

第203条 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならぬ。

(記録の整備)

第204条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定

複合型サービスの 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 複合型サービス計画
 - (3)・(4) (略)
 - (5) 第202条第9項に規定する複合型サービス報告書
 - (6)～(10) (略)
- 3 (略)
(準用)

第205条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条、第75条、第77条、第80条、第90条から第93条まで、第96条から第98条まで、第100条、第101条及び第103条から第109条までの規定は、指定複合型サービスの 事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第205条において準用する第103条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者 」と、第36条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第77条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第92条及び第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者 」と、第109条中「第85条第6項各号」とあるのは「第194条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画
 - (3)・(4) (略)
 - (5) 第202条第9項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書
 - (6)～(10) (略)
- 3 (略)
(準用)

第205条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条、第75条、第77条、第80条、第90条から第93条まで、第96条から第98条まで、第100条、第101条及び第103条から第109条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第205条において準用する第103条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあり、第77条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第92条及び第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第109条中「第85条第6項 」とあるのは「第194条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための

関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧地域密着型サービス基準条例」という。）第8条第2項の規定はなおその効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧地域密着型サービス基準条例第154条第13項の規定はなおその効力を有する。

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第34号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
(設備及び備品等)	(設備及び備品等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<新設>	
4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第66条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、 <u>前3項</u> に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	<p>4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</p> <p>5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第66条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項まで</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第113条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第132条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び	第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第113条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第132条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び

第46条第6項第2号において同じ。) 若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第153条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第46条第6項第3号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第67条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に　あっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第73条又は指定地域密着型サービス基準第113条、第133条若しくは第154条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員
(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生

第46条第6項において同じ。) 若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第153条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第46条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第67条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に　あっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第73条又は指定地域密着型サービス基準第113条、第133条若しくは第154条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員
(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生

活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

_____、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____ごとに1日当たり3人以下とする。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項第4号において同じ。）の運営（第46条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（事故発生時の対応）

第38条（略）

2・3（略）

<新設>

（従業者の員数等）

活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項第4号において同じ。）の運営（第46条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（事故発生時の対応）

第38条（略）

2・3（略）

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（従業者の員数等）

第46条 (略)

2~5 (略)

6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、_____当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 指定地域密着型特定施設

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者

（指定地域密着型サービス基準第194条第1項に規定する指定複合型サービス事業者_____をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所

第46条 (略)

2~5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる

場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者

（指定地域密着型サービス基準第194条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業

（同項に規定する指定複合型サービス事業所_____をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができます。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準第194条第1項に規定する複合型サービス従業者_____をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する_____に掲げる施設等の職務に従事することができる。

所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができます。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準第194条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11～13 (略)

(管理者)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号

に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第8条第1項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第8条第1項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準第50条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）

に従事することができるものとする。

2 (略)

11～13 (略)

(管理者)

第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第8条第1項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第8条第1項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準第50条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所

_____、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第74条第2項及び第75条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（登録定員及び利用定員）

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準第85条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（_____
_____ サテライト型

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第196条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第74条第2項及び第75条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（登録定員及び利用定員）

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準第85条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)まで

(2) (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第46条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

第67条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第39条まで

及び第42条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第68条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)まで

登録定員	利用定員
<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>
<u>28人</u>	<u>17人</u>
<u>29人</u>	<u>18人</u>

(2) (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第65条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第46条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

第67条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）、第39

条及び第42条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第68条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い

に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3~5 (略)

第72条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。

2~7 (略)

(準用)

第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第39条まで _____、第42条、第58条、第61条、第63条及び第64条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業

_____、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3~5 (略)

第72条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2~7 (略)

(準用)

第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第42条、第58条、第61条、第63条及び第64条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業

者」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

者」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）								
別表（第2条、第7条関係） <table border="1"><tr><td>〃</td><td>〃</td><td><u>2</u></td><td>3,000円</td></tr></table>	〃	〃	<u>2</u>	3,000円	別表（第2条、第7条関係） <table border="1"><tr><td>〃</td><td>〃</td><td><u>1</u></td><td>3,000円</td></tr></table>	〃	〃	<u>1</u>	3,000円
〃	〃	<u>2</u>	3,000円						
〃	〃	<u>1</u>	3,000円						